

検体検査実施料新規収載のお知らせ

謹啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のご愛顧を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、平成 20 年 7 月 31 日付「保医発第 0731001 号」厚生労働省保険局医療課長通知により、下記の項目につき検体検査実施料が平成 20 年 8 月 1 日より適用されましたので、ご案内申し上げます。

敬白

記

1. 検査実施料新設

保医発第 0731001 号 (H20. 7. 31)

—平成 20 年 8 月 1 日より適用—

項 目 名	実 施 料 (区 分)	判 断 料	備 考
TRACP-5b 定量	160 点 (D008-12)	生化学的検査 (Ⅱ) 144 点	注)

注) TRACP-5b 定量は、代謝性骨疾患及び骨転移（代謝性骨疾患や骨折の併発がない肺癌、乳癌、前立腺癌に限る）の診断補助並びに治療経過観察時の補助的指標として実施した場合に 6 月以内に 1 回に限り算定できる。また治療方針を変更した際には変更後 6 月以内に 1 回に限り算定できる。

本検査を I 型コラーゲン架橋 N-テロペプチド (NTx) 精密測定、オステオカルシン精密測定、尿中デオキシピリジノリン精密測定と併せて実施した場合いずれか一つのみ算定する。

なお、乳癌、肺癌又は前立腺癌であると既に確定診断された患者について骨転移の診断のために当該検査を行い、当該検査に基づいて計画的な治療管理を行った場合は、悪性腫瘍特異物質治療管理料の「ロ 測定方法が精密なもの」を算定する。

(1) 1 項目の場合 360 点 (2) 2 項目以上の場合 400 点

以上

【臨床的意義】

■ TRACP-5b 定量

酒石酸抵抗性酸性フォスファターゼ (TRACP : tartrate-resistant acid phosphatase) には複数のアイソザイムが存在し、その 5b 分画は破骨細胞のみに由来する骨型 TRACP (TRACP-5b) といわれています。TRACP-5b は、骨代謝 (骨吸収) に直接関係し、破骨細胞の細胞数やその活性を反映して、種々の代謝性骨疾患で高値を示します。

血中の TRACP-5b は、従来の骨吸収マーカーと比べて、日内・日間変動が小さく、食餌、腎機能の影響が少ないなどの優れた特徴をもっています。これにより、TRACP-5b 定量は、代謝性骨疾患や骨転移の補助診断、及び骨粗鬆症診療における骨代謝状態の把握、治療薬剤の選択や治療効果の判定として有用性が高いと考えられます。

* 収載項目についての詳細は担当営業部員または下記へお問合せ下さい。

インフォメーション : 0298-37-2721 (代)

2008-B-004